

～～～ 令和3年7月から申請方法が変わります ～～～

# まちなかへのオフィス進出を支援します！

周南市では、中心市街地における多様な業務の集積度を高め、拠点機能を向上させ地域経済の活性化を図ることを目的として、事業者がまちなかの賃貸借物件にオフィスを新規開設するときに、そのオフィスの運営及び雇用の創出に対し、「周南市まちなかオフィス立地促進事業補助金」を交付します。

## 対象事業者

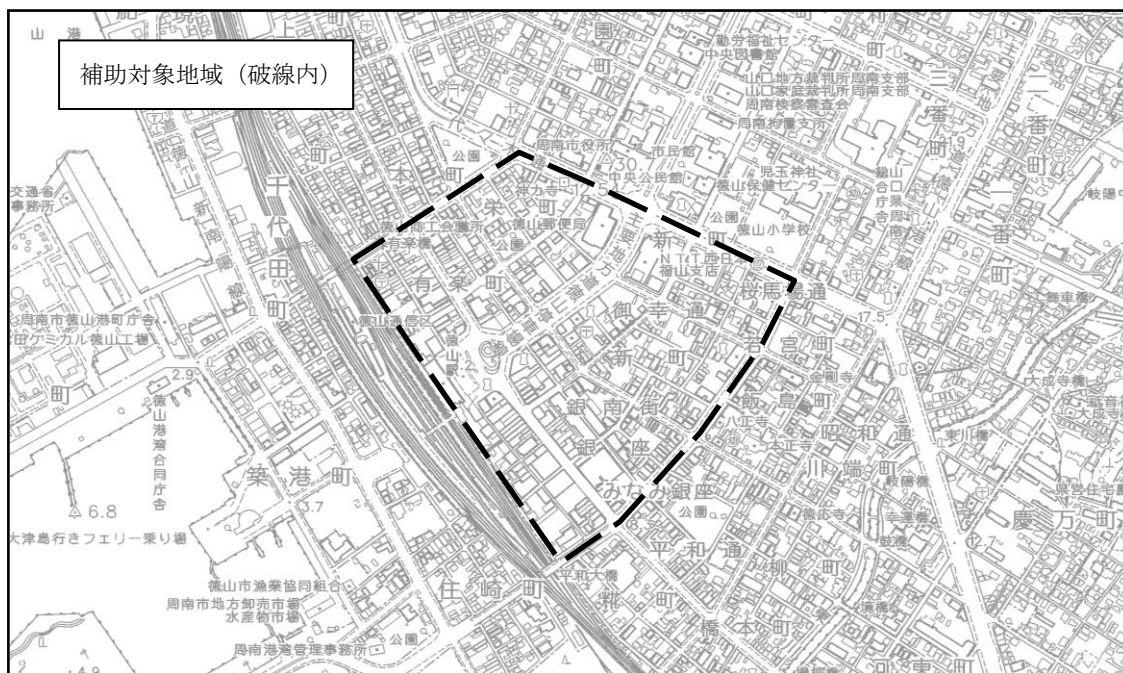
次の項目のすべてを満たす事業者が対象となります。

1. 指定の業種（※1）を営む事業者
2. 補助対象地域（※2）の物件を賃貸借契約し、オフィスを新規開設すること
3. オフィスの新規開設日時点で、当該オフィスで雇用している従業員（※3）が3人以上であること
4. 事務処理業務等を行うための床面積が、当該オフィス賃借面積の2分の1以上であること
5. 市税の滞納がないこと
6. オフィスの新規開設において、本市の他の補助・助成を受けていないこと。
7. 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと

※1 「指定の業種」とは、次のいずれかの業種です。（下線の業種はクリエイティブ産業対象業種）

- 建設業、○製造業、○電気・ガス・熱供給・水道業、○情報通信業、
- 運輸業、○卸売業、○金融業、保険業（貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を除く）、○不動産業、物品賃貸業、○学術研究又は専門・技術サービス業、
- 生活関連サービス業のうち旅行業、冠婚葬祭業、
- 教育、学習支援業のうちその他の教育、学習支援業、○医療又は福祉、
- サービス業（政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務を除く。）

※2 「補助対象地域」とは、次の図の破線内のエリアです。



※3 「従業員」とは、事業者が新規開設したオフィスで業務を行うために雇用している者（雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。）です。ただし、事業者が、①新規創業者（⇒オフィスの新規開設日の6か月以内に開業又は会社を設立した者）又は②クリエイティブ産業（⇒※1「指定の業種」のうち下線の業種を営む者）である場合、従業員要件は不要となります。

## 補助内容

### ○オフィス設置奨励金

新規開設したオフィスの賃借料を補助します。

- ・補助率 : 1/2以内 (限度額 150万円/年)
- ・対象期間 : オフィスの新規開設日の属する月又はその翌月から3年間
- ・対象経費 : { ①オフィスの賃借に要した経費  
②オフィス業務に必要な2台分までの駐車場の賃借に要した経費

### ○地元雇用奨励金

オフィスの新規開設に伴う新たな雇用に係る経費を補助します。

- ・補助額 : 新規雇用者1人あたり20万円 (限度額200万円、初年度限り)
- ・対象者 : { ①雇用開始の日が、オフィス新規開設日の前後2か月以内であること  
②雇用開始の日から、補助金交付申請書の提出日まで1年以上継続して雇用され、かつ、その間継続して本市に住所を有すること

※いずれも、補助対象期間終了後、1年以上事業を継続できることが条件となります。

## 申請手続き

**オフィスの新規開設日の90~30日前までに申請が必要です。**

※申請は、商工振興課において、随時受け付けます。

※新規開設日が令和3年9月30日までの場合は、新規開設日から3か月以内に申請

### ① 申請者 オフィス認定申請書提出 (オフィスの新規開設日の90~30日前まで)

添付書類		法人	個人事業主
1	会社の定款の写し	○	—
2	法人登記簿謄本 (申請日の1か月以内の日付の履歴事項全部証明書で写しも可)	○	—
3	申請時の直近の決算書又は財務諸表の写し	○	—
4	↓ 税務署に提出した開業届出書の控え等	—	○
5	事業概要書 (新規創業者は事業計画書)	○	○
6	新設オフィスの賃貸契約書の写し	○	○
7	新設オフィスの見取図 (面積計算のできるもの)	○	○
8	従業員の雇用保険被保険者証の写し	○	○
9	市税の滞納の無いことの証明書 (申請日の1か月以内の日付のもので写しも可)	○	○
10	その他市長が必要と認める書類	○	○

### ② 市 審査の後、オフィス認定申請審査結果通知書送付

### ③ 申請者 新規開設届提出 (オフィスの新規開設の日以降、速やかに)

### ④ 申請者 補助金交付申請書提出 (オフィスの新規開設日から1年経過時)

### ⑤ 市 補助金交付決定通知書送付

### ⑥ 申請者 補助金交付請求書提出

### ⑦ 市 補助金振込

オフィスの新規開設日から  
2年経過時、3年経過時も  
同様

### <問い合わせ先>

周南市産業振興部商工振興課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

☎0834-22-8223